

文教厚生常任委員長報告

文教厚生常任委員会に付託されました案件の主なものについて報告します。

委員長 森 元秀一

議案第76号「阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」

委員より、「今回の改正で保育事業など影響はあるのか。」との質疑があり、**福祉課長**から、「この改正による影響は特にありません。また、事業実施に

対する相談もあつておりません。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第77号「阿蘇市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について」

委員より、「今回の条例改正による予算の増額は。」との質疑があり、**福祉課長**から、「新たに1,000人前

教育課所管分

議案第78号「令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について」

委員より、「旧乙姫小学校の解体内容は。」との質疑があり、**学務係長**から、「2階建ての校舎を解体し、体育館横の平屋建ては残す

ことで計画をしていました。

また、**委員**より、「改

正に伴う住民への周知は、どのようにされるのか。」との質疑があり、

「受給者証の送付の際に、制度を

詳しく記載した資料を

同封いたします。また、

ホームページ掲載や市

外に対する情報発信に

も努めて参ります。」との答弁がありました。

語検定チャレンジ事業

の内容は。また成果は

出ているのか。」との質

疑があり、**係長**から、「現在、2回の英語検

定が実施され、中学3

年生を主に127名が

受験しています。また

第3回目は中学1、2

年生を主に年明けに計

画しております。併せて小

学校5、6年生を主に

英検ジュニアの実施を

計画しています。」と

の答弁がありました。

福祉課所管分

委員より、「子育て

支援センターについて、

旧乙姫小学校へ移転す

ることで計画をしていま

す。」との答弁がありま

した。委員より、「今

後の利用も含め、地域

移転を目指していま

す。」との答弁がありました。

市民課所管分

委員より、「コンビニ交付に移行してから

の動向は。」との質疑があり、**市民課長**から、「本年2月からコンビ

ニ交付を開始していますが、10月までの実績

として329件の利用

があり、主に住民票や印鑑登録証となっています。まだ以前の自動

交付機の実績までには及んでいませんので、

今後マイナンバーの取

得と併せて、コンビニ

交付の利用啓発に努めてまいります。」との

答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上のような審査を

経た結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ホームページ掲載や市

外に対する情報発信に

も努めて参ります。」との答弁がありました。

以上のような審査を

経た結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上のような審査を

経た結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上のような審査を

経た結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第92号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市阿蘇体育館）」

議案第93号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市阿蘇体育館武道場）」

議案第100号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市阿蘇市一の宮社会教育センター・グラウンド）」
議案第101号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市一の宮運動公園）」

いても技術的な分野の職員もあり、適切な管理運営等がなされています。また、指定管理者として運営等がなされています。また、指定管理者として運営等がなされています。

議案第94号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市阿蘇多目的広場）」

議案第95号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市阿蘇農村公園あびか）」

議案第96号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市温水プール・温泉施設）」

議案第97号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市交流促進センター）」

議案第98号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市就業改善センター）」

議案第99号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市阿蘇の宮体育馆）」



アゼリア 21

委員より、「アゼリア 21施設について、現在の指定管理者が来られてからの動向は。」との質疑があり、教育部長から、「平成24年からの平均的な利用者数は、昨年度実績では若干伸びてありますし、維持管理においては、」との質疑があります。今後、突発的な営業停止にならないよう、専門的な技術者を入れた中で、検査・調査等を行いたいと考えています。」との答弁がありました。

議案第94号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市阿蘇多目的広場）」

議案第95号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市阿蘇農村公園あびか）」

議案第96号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市温水プール・温泉施設）」

議案第97号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市交流促進センター）」

議案第98号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市就業改善センター）」

議案第99号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市阿蘇の宮体育馆）」

議案第100号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市阿蘇市一の宮社会教育センター・グラウンド）」
議案第101号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市一の宮運動公園）」

委員より、「アゼリア 21施設について、現在の指定管理者が来られてからの動向は。」との質疑があり、教育部長から、「今後、東側の仮設住宅部分を駐車場として確保し、大規模なイベントについては、内牧支所などの利用やシャトルバスなどで対応しています。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「指定期間の基準はどう決められているのか。」との質疑があり、財政課長から、「施設については、地域振興型とサービス提供型の大きく2つに分類し、基本的には、地域振興型は収益が上がる施設であるため3年間とし、サービス提供型は収益だけでは賄うことができないような施設で5年間を指定期間と

議案第1号「国民健康保険財政への国庫負担割合を増やすことを求める陳情書」

委員より、「これまでに、様々な場面で社会的弱者支援などの要望活動を行っており、あえて我々一つの自治体の議会が意見書を出す必要はないものと思われることから、保留すべきだと考えます。」との意見があり、別の委員より「私は採択してもいいと思う。」との意見もあります。また、別の委員よ

り、「陳情に対しても賛成ですが、まずは国保運営の安定化として、予防

議案第1号「国民健康保険財政への国庫負担割合を増やすことを求める陳情書」

委員より、「これまでに、様々な場面で社会的弱者支援などの要望活動を行っており、あえて我々一つの自治体の議会

や健康づくりの促進が必要と思われるところから、趣旨採択でいいのではないか。」との意見がありました。また、ほけん課長から、「厳しい国保財政を考慮すれば、陳情の趣旨に基本的には賛同いたしますが、意見書（案）の記述にいくつか誤解を招く部分がみられます。例えば、『県営化によって細かな住民サービスが低下するのは目に見えており』については、必ずしもそうとは限りませんので、このままの内容で採択することには問題があると思います。」との補足説明がありました。

以上のような審査を行った結果、陳情第1号は、賛成多数で趣旨採択すべきものと決定いたしました。